

# 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

大阪府教育委員会

御入学おめでとうございます。

大阪府教育委員会では大阪府立桜和高等学校に在学する児童生徒等の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。

センターの災害共済給付制度は、学校の管理下において児童生徒等が災害（負傷、疾病、傷害又は死亡）に遭った場合に、災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の給付）を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、児童生徒等の名簿をセンターへ提出することになっています。加入は任意となっていますが、加入に同意くださる方は、掛金の納付及び別添の同意書に御記入の上、学校長に提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（以下「センター法」といいます。）又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。改正があった場合は改正後の規定によりますが、令和8年3月1日現在、その主な内容は下記のとおりです。

## 記

### 1 共済掛金（年額）

区 分	共済掛金額	内 訳	
		保護者負担額	学校設置者負担額
義務教育諸学校（中学校、支援学校 小学部・中学部）	935 円	550 円	385 円
高等学校 全日制、高等支援学校、支援学校 高等部	2,165 円	1,930 円	235 円
高等学校 定時制	995 円	880 円	115 円
高等学校 通信制	282 円	250 円	32 円
支援学校（幼稚部）	285 円	240 円	45 円

※負担金額は年額です。同意書の提出及び掛金の納付をもって加入となります。

※共済掛金額には、免責特約<15 円（通信制は、2 円）>を含んでいます。

※掛金は変更となる場合があります。

### 2 給付の対象となる災害と学校管理下の範囲

[災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	<b>医療費</b> ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	
障害	学校の管理下の負傷及び疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	<b>障害見舞金 4,000万円～88万円</b> （通学中の災害は半額）
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	<b>死亡見舞金 3,000万円</b> （通学中の災害は半額）
	突然死	運動などの行為に起因する突然死 <b>死亡見舞金 3,000万円</b> （通学中の災害は半額） 運動などの行為と関連のない突然死 <b>死亡見舞金 1,500万円</b> （通学中の災害も同額）

※給付金額は、変更となる場合があります。

#### 学校の管理下の範囲

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所における保育中を含む。）  
（例）各教科、運動会、遠足、修学旅行等
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合  
（例）部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導等
- ③ 休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合  
（例）始業前、業間休み、昼休み、放課後
- ④ 通常の経路及び方法による通学（園）する場合  
（例）登校（登園）中、下校（降園）中
- ⑤ その他、これらに準ずる場合として文部科学省で定める場合  
（例）寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所又は寄宿舎と住居との間を合理的な経路・方法で往復するとき等

### 3 給付基準

- ①同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
- ②災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③損害賠償を受けたときや他の法令の規定による補償や給付（例えば、地方公共団体の条例等による乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度）等を受けたときは、その価額の限度において、給付を行いません。
- ④生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑤高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑥高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

\*これはセンターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

「義務教育諸学校」には中学校、支援学校の小学部及び中学部を、「高等学校」には支援学校の高等部を含みます。